

答弁書第五号

内閣参質第五号

昭和二十六年二月六日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員小酒井義男君提出労務加配に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小酒井義男君提出勞務加配に關する質問に對する答弁書

一、勞務加配制度は本年度も引続き繼續実施すると共に加配対象業種の適正化、時間外勞働に對する加配を実施する等、加配制度の適正な運営を図る所存である。

二、御質問の国有鐵道及び私鉄の勞務者の配給基準量は従來夫々三一〇瓦及び二五〇瓦で六〇瓦の差額があつたのであるが、本年三月からは勞働の状況を考慮して私鉄の勞務者の基準量を二八〇瓦に引上げることに決定した。

又日通勞務者及び中小企業の運搬業に従事する勞務者の配給基準量は、夫々三五〇瓦及び二八〇瓦である。お説の通り日通勞務者の一部には中小企業の運搬業務と同様な勞働に従事している勞務者もあるが、全般的に考察すれば、勞働強度に差異があるものと考えられるので、七〇瓦の差を設けている。

今後なお実態を調査して、善処したいと考える。